

渡嘉敷村給与・定員管理等の状況（令和2年度版）

I 職員の任免及び職員数に関する状況

1 退職の状況（令和2年度）

（単位：人）

区 分	定年 退職	勸奨 退職	そ の 他					合 計
			普通 退職	分限 免職	懲戒 免職	失職	死亡 退職	
一般行政職等	—	—	2	—	—	—	—	2
海 事 職	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	—	—	2	—	—	—	—	2

（注） 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- （1）定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職
- （2）勸奨退職 任命権者が行う退職勸奨に応じた退職
- （3）普通退職 自己都合による退職
- （4）分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- （5）懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- （6）失職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職

II 職員の競争試験及び選考の状況

1 採用試験の実施状況（令和2年度）

（1）採用試験受験者数及び最終合格者数

（一般競争試験）

試験区分	申込者数	受験者数	1次試験 合格者数	2次試験 合格者数	競争倍率 (倍)
行政職初級	8	6	4	2	2.0
海事職中級	11	10	—	2	5.0
看護師	1	1	1	1	1.0

（2）採用試験の実施日程

試験 区分	試験 公告日	受付 期間	1次試験	1次試験 合格発表	2次試験	2次試験 合格発表
一般	R2.10.23	R2.10.23~R2.11.12	R2.11.28	R2.12.4	R2.12.12	R2.12.18
保健師	R2.10.23	R2.10.23~R2.11.12	R2.11.28	R2.12.4	R2.12.12	R2.12.18
船舶乗組員	R2.10.23	R2.10.23~R2.11.12	—	—	R2.12.12	R2.12.18

※船舶乗組員は2次試験のみの実施

Ⅲ 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日現)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件率
	人	千円	千円	千円	%	%
元年度	711	1,279,101	82,109	350,357	27.3	22.5

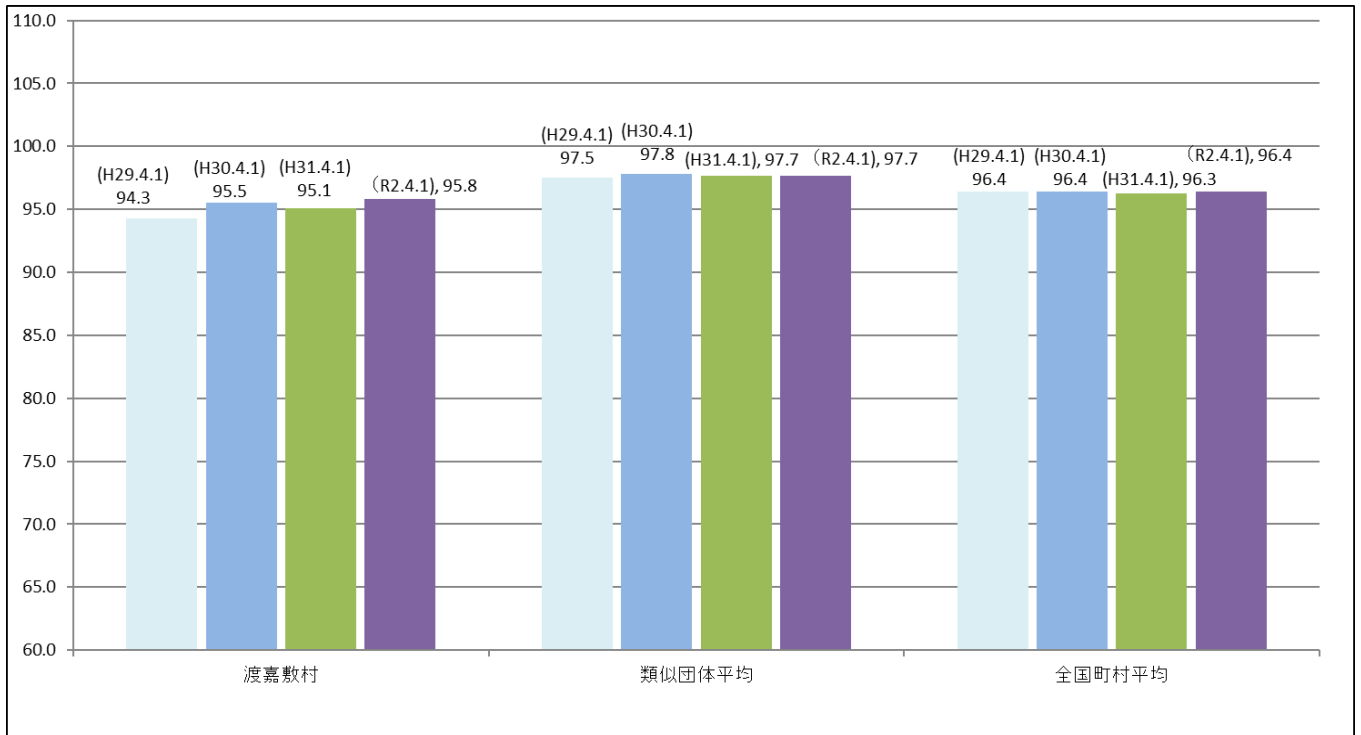
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
	人	千円	千円	千円	千円
元年度	35	125,015	14,549	45,456	185,020

1人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
千円	千円
5,286	5,645

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は令和元年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
※令和2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
2年度	円 —	円 —	—%	—%	% 0.00	% 0.00

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

※本村は人事委員会を設置していないため、勧告欄記載なし

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
2年度	月 —	月 —	—月	—月	月 4.45	月 4.45

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況

①給料表の見直し

[実施 未実施]

②地域手当の見直し

対象地域ではない。

③その他の見直し内容

住居手当において、支給対象の下限を12000円から16000円とし、上限を27000円から28000円に引き上げ

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和2年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
渡嘉敷村	41.2歳	299,852円	312,511円	299,856円
県	42.8歳	324,055円	413,722円	366,268円
国	43.2歳	327,564円	408,868円	—円
類似団体	42.2歳	314,534円	371,816円	342,458円

②海事職

区分	公務員					民間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国々-ス)	対応する 民間 の類似職 種	平均年齢	平均給与 月額(B)	
渡嘉敷村	47.8歳	18人	311,268円	395,269円	382,231円	-	-	-	-
県	-歳	-人	-円	-円	-円	-	-	-	-
国	-歳	-人	-円	-円	-円	-	-	-	-
類似団体	-歳	-人	-円	-円	-円	-	-	-	-

※ 海事職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和2年4月1日現在)

区分		渡嘉敷村	沖縄県	国
一般行政職	大学卒	180,700円	180,700円	180,700円
	高校卒	148,600円	148,600円	148,600円
海事職	短大卒	168,900円	-	-
	高校卒	160,100円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給与月額の状況(令和2年4月1日現在)

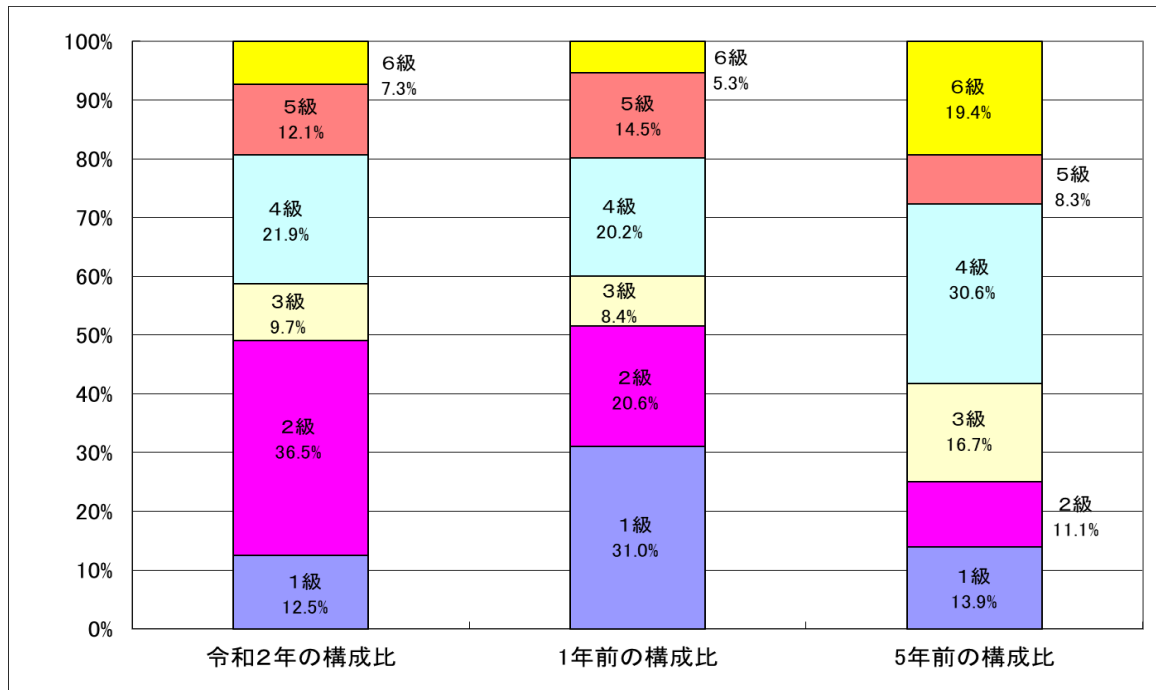
区分		経験年数10年-19年	経験年数20年-29年	経験年数30年-
一般行政職	大学卒	-	-	-
	高校卒	239,000円	339,600円	375,255円
海事職	高校卒	329,500円	336,451円	347,456円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和2年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事	5人	12.5%	146,100円	247,600円
2級	主事	15人	36.5%	195,500円	304,200円
3級	主任	4人	9.7%	231,500円	350,000円
4級	主任・課長補佐・所長	9人	21.9%	264,200円	381,000円
5級	課長補佐・所長・課長・教頭・参事	5人	12.1%	289,700円	393,000円
6級	課長・参事	3人	7.3%	319,200円	410,200円
計		41人	100%		

(注) 1 渡嘉敷村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給への勤務成績の反映を行っている

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

渡嘉敷村	沖縄県	国
1人当たり平均支給額 (R2年度) 1,211千円	1人当たり平均支給額 (R2年度) 1,285千円	1人当たり平均支給額 (R2年度) — 千円
(R2年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.85 月分	(R2年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.85 月分	(R2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.9 月分
(加算措置の状況) 無し	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20%まで 管理職加算10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20%まで 管理職加算10~25%

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

成績率への勤務実績の反映を行っている。

(2) 退職手当

渡嘉敷村			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額 323 千円			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は平成31年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当

支給実績（令和2年度）		3,125 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度）		148,809 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		30.9 %		
手当の種類（手当数）		5種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（R2年度）	左記職員に対する支給単価
船舶乗務員手当	船長・機関長・船舶乗務員	村営船舶の運航に従事したとき	2,784千円	月額8,000円～20,000円
行旅病人等取扱手当	行旅病人等を取り扱う職員		0千円	1回 1,500円～4,000円
暴風雨時勤務手当	暴風雨の来襲が予想されるため特に勤務を命じられた職員		千円	1時間 700円
防疫作業手当	防疫作業に従事する職員		0千円	1日 290円
船舶運航管理者手当	旅客船の運航業務を適正かつ円滑に処理するため業務実施の基準を明確にし、輸送の安全を確保する業務に従事する職員		—	1月4,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（R2年度）	3,847千円
職員1人当たり平均支給年額（R2年度）	75千円
支給実績（平成31年度決算）	6,129千円
職員1人当たり平均支給年額（31年度決算）	102千円円

（注）職員一人当たり平均支給額を算出する歳の職員数は、「支給実績（令和元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない）

(5) その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和2年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度）
扶 養 手 当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 ①配偶者 10,000円 ②扶養親族 6,500円 ③配偶者がいない場合の扶養者のうちの1人 10,000円 ④特定期間の加算 5,000円	同	—	9,387 千円	302,566 円
住 居 手 当	住居を借り受けしている職員に支給（限度額） 27,000円	同	—	6,838 千円	240,222 円
通 勤 手 当	通勤距離が2km以上で、自動車等を利用している職員に支給 ①バス等 1ヶ月の定期券等の価格 ②自家用車 2,000円～6,200円	異	自動車等使用の場合の距離区分	1,105 千円	29,240 円
管理職手当	20,000/月	異	国：8%～25%	2,880 千円	240,000 円
宿日直手当	宿日直手当を命ぜられた職員勤務1回 4,400円	同じ	—	2,076 千円	4,400 円から 105,600 円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給料	村 長	639,000 円 () 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 763,000 円 / 384,000 円
		副村長	517,000 円 () 円
報 酬	議 長	207,000 円 () 円	344,000 円 / 140,000 円
	副議長	171,000 円 () 円	279,000 円 / 115,000 円
	議 員	162,000 円 () 円	261,000 円 / 100,000 円
期 末 手 当	村 長 副村長	(令和2年度支給割合) 3.15 月分	
	議 長 副議長 議 員	(令和2年度支給割合) 3.15 月分	
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	村 長	639,000 円 × 在職年数 × 500 / 100	12,780,000 円 任期毎
	副村長	517,000 円 × 在職年数 × 300 / 100	6,204,000 円 任期毎
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

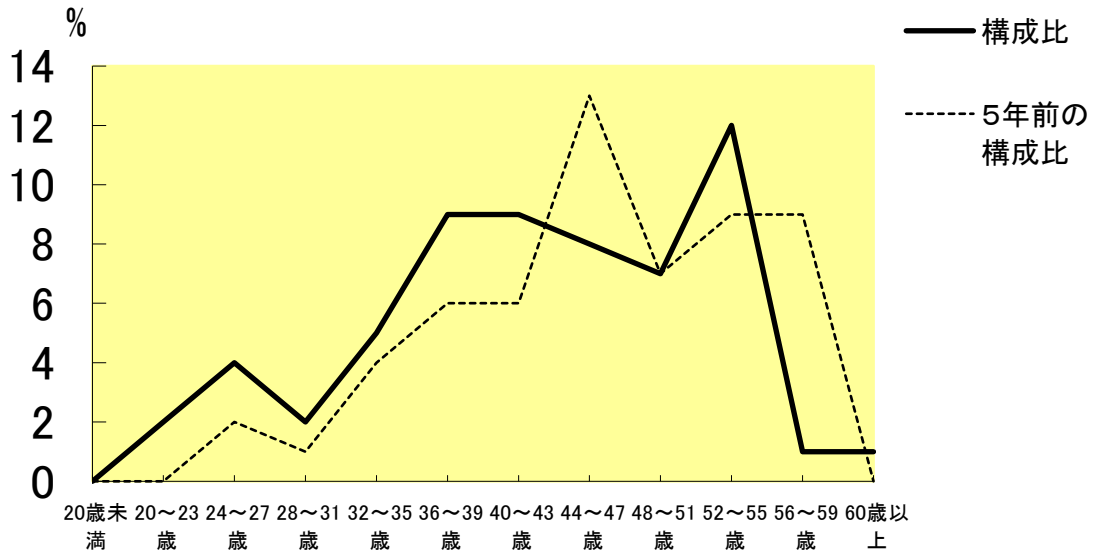
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部 門	区 分		職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和 元年度	令和 2年度		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	1	1		
		総務	8	8		
		税務	2	2		
		民生	9	9		
		衛生	2	4	2	
		農林水産	2	1	-1	
		商工	2	2		
		土木	1	2	1	
		計	27	29	2	<参考> 人口1,000人当たりの職員数 35.71人 (類似団体の人口1,000人当たりの職員数 18.6人)
		教育部門	8	7	-1	
	消防部門					
	小 計	35	36	1	<参考> 人口1万人当たりの職員数 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 21.9人)	
等 会 計	公 営 企 業	水道	1	1		臨時的任用職員の採用
		交通	23	24	1	
		その他	1	1		
	小 計	25	26	1		
合 計			60 [70]	62 [70]	2	<参考> 人口1,000人当たりの職員数 99.9人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	人	3人	2人	2人	4人	10人	12人	6人	7人	13人	2人	1人	62人

(3) 職員の推移 (単位: 人・%)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	過去 5 年間の増減数
一般行政	28	28	28	29	27	29	2
教育	8	7	7	7	8	7	-1
消防		-	-	-	-		-
普通会計	36	35	35	36	35	36	1
公営企業等会計	25	24	25	24	25	26	1
総合計	61	59	60	60	60	62	2

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

IV 職員の勤務時間・その他勤務条件の状況

1 職員の勤務時間の状況 (令和 2 年 4 月 1 日)

1 週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
3 8 時間 4 5 分	午前 8 時 3 0 分	午後 5 時 1 5 分	午後 零 時 から 午後 1 時 まで	日曜日及び土曜日

- (注) 1 「1 週間の勤務時間」は、地方公務員法 (昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号) 第 2 4 条第 6 項の規定に基づき条例で定めた職員の勤務時間である。
 2 「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分の時間帯 (それに準じた時間帯) に勤務時間が割振られている職員の勤務時間である。

2 年次休暇の状況（令和2年1月1日～12月31日）

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	一人当たり 平均使用日数
1,174日	339日	34人	9.9日

- (注) 1 「全期間在職職員数」は、当該年度の全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、分限休職の事由がある職員並びに派遣職員を除く。
- 2 「総付与日数」は、当該年度の4月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）の合計である。
- 3 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

V 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況（令和2年度）

(単位：件)

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0		0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			0	0
職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例第1条の2による場合	第27条第2項			0	0
地方公務員法第28条第4項により失職した者					0
職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例第5条により失職しなかった者					0
合計		0	0	0	0

- (注) 1 職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例（昭和47年豊見城村条例第28号）に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。
- 2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。
- 3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上している。

2 懲戒処分の状況（令和2年度）

(単位：件)

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0

- (注) 1 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上している。
- 2 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

VI 職員のサービスの状況

1 営利企業等の従事許可の状況（令和2年度）

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	0 件	0 件

(注) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況である。

VII 職員の研修状況

1 研修の状況（令和2年度）

研 修 名		人数	期間
派遣研修	県内	沖縄県自治研修所派遣研修	-人 1日～3日
	県外	沖縄県町村会等研修	-人 3日～11日
一般研修		新採用職員研修	-人 5日
		臨時・嘱託職員研修	-人
		人事評価者研修	-人
		その他職員研修	-人

VII 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 職員の福利厚生

(1) 職員の共済制度は、沖縄県市町村職員共済組合及び公立学校共済組合沖縄県支部にて、傷病、出産、休業、障害、災害等に対し短期給付事業・長期給付事業・福祉事業を実施している。

(2) 本村は、職員の福利厚生を実施するために『渡嘉敷村職員互助会』を設置している。この会の事業運営は会員からの掛金により運営することを原則とし、健康増進活動等の費用として沖縄県市町村職員共済組合、沖縄県市町村職員互助会より助成を受けている。

また、県内市町村、一部事務組合で構成される沖縄県市町村職員互助会へ加入し、福利厚生事業の充実を図っている。

沖縄県市町村職員互助会に対する公費負担状況等（令和元年度決算）

互助会に対する 公費負担額 (単位：千円) 【A】	会員掛金総額 (単位：千円) 【B】	互助会会員数 (単位：人) 【C】	会員一人当たりの公費の 補助金額 (単位：円) 【A】 ÷ 【C】	公費負担率 (単 位：%) $\frac{【A】}{【A+B】}$
1,156	2,296	63	18,349	33.4

2 職員健康診断等の実施状況（令和2年度）

区分	内容	対象者	受診者
職員健康診断	一般健診（35歳未満）	35歳未満	18人
	一般健診（35歳以上）	35歳以上	25人

3 職員健康相談の実施状況

区分	内容
産業医による健康相談	—

4 公務災害補償の状況

(1) 公務災害（令和2年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下件数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
0	0	0	0	0	0

(注) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく職員の公務災害補償の状況である（②において同じ。）。

(2) 通勤災害（令和2年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下件数	年度末 未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
0	0	0	0	0	0